

各務原市芸術文化団体活動激励金交付要綱

(平成17年4月1日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、市が芸術文化の振興を図るため、市内で活動する芸術文化団体に対し、予算の範囲内で各務原市芸術文化団体活動激励金（以下「激励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 市長は、市内で活動する芸術文化団体（以下「団体」という。）が県又は市を代表し、全国大会及び中部・東海大会（ただし、予選会は除く。）に出場する場合において、その団体に対して激励金を交付することができるものとする。ただし、市長が特に認める団体に限るものとする。

(申請)

第3条 激励金の交付を受けようとする団体は、その大会に出場する日の1月前までに芸術文化団体活動激励金交付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請後、申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに芸術文化団体活動激励金変更申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(交付金額)

第4条 激励金の交付金額は、別表のとおりとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

芸術文化団体活動激励金交付金額		
大会参加人員	大会規模	
	中部・東海大会	全国大会
20人未満	10,000円	20,000円
30人未満	15,000円	30,000円
40人未満	20,000円	40,000円
50人未満	25,000円	50,000円
50人以上	30,000円	60,000円

別記様式（第3条関係）

芸術文化団体活動激励金交付（変更）申請書

年 月 日

（あて先）各務原市長

申請者

住所
団体名
氏名
電話

印

下記のとおり、各務原市芸術文化団体活動激励金の交付を受けたいので申請します。

出場大会名			
大会の内容			
大会参加人員			
開催日時			
開催場所			
参加予算	参加経費		財源内訳
その他			